

昭和三十七年第二十五回総会決定

大学の管理運営に関する中間報告

附 会長談話

国立大学協会

## 会 長 談 話

昭和三十七年九月国立大学協会第二十五回総会において

「大学の管理運営に関する中間報告」決定の際の談話

本日、国立大学協会は、当協会第一常置委員会が提案してありました大学の管理運営に関する中間報告案を一部修正の上、これを採択しました。この報告案は、去る七月三十一日に第一常置委員会によって提出されたものでありますが、爾来、月余の間、特に暑中にも拘わらず、各国立大学は、大学の管理運営に関する問題は、大学自らの問題であるという自覚の下に、それぞれ独自の立場に立って、この報告案を異常の熱意を以て慎重に検討を続けてきたのでありまして、その結果に基づき今回の総会において慎重に審議したすえ、中間報告案を支持すべきものとの結論に到達した次第であります。

大学の管理運営は、多年の伝統の下に、大学自らの責任においてなされて参りました。このような大学の自治は、大学がその機能を真に發揮するために不可欠のものであります。この報告は、大学自治の原則に立脚し、これを一層充実させるために、大学が自ら管理運営の改善をはかって行く際に参考とされるべき基準を述べたものであります。

この報告の中にも述べておりますように、大学の管理運営の改善は、法令の改正によって直ちにその目的を達成しうべきものではありません。むしろ、各大学が、この報告に述べられているところを参考として、自らの自覚と反省によってよき慣行の樹立に努力するとともに、全大学が相互に協力することこそ、大学の管理運営の改善のための最善の方途であると思われるは考えております。従って、現在、大学の管理運営上の欠陥があるとしても、大学のこのような自主的な改善に期待することなしに、一概に立法措置をもってこれを是正しようとすることは、決して採るべき途ではないということを、この

際特に一言して置きたいと存じます。なお、この報告の中で、若干法規の改廃にふれておりますが、その趣旨とするところの根本は、これに異なるところはないのであります。

この報告は、中間報告でありまして、われわれは今後さらに検討をしなければならぬものであります。これが全国立大学の支持を受けたことには、極めて大きな意義があると考えております。政府、中央教育審議会その他関係諸方面におかれては、この国立大学の意とするところを慎重に考慮されるよう特に要望する次第であります。

大学の管理運営の改善には、この報告に掲げられているように、各大学の共同連帯の意識に基づく協力が、この際、特に重要であります。この意味において、大学運営協議会（仮称）は、全大学の協力の中心となるべきものとして、極めて重要な役割を担うものであります。その具体的な任務・組織及び運営については、さらに慎重に検討しなければなりません。そのために直ちに準備委員会を発足させることにいたしました。

大学が社会と密接な関係をもち、これに対して重大な責任を負っておりますことは、いうまでもありません。しかし、その責任は、何よりも、大学が学問の研究と教育においてすぐれた業績をあげることによって果たされるのであります。そのために学問の自由と大学の自治が欠くことのできない条件であることは、すでに申したとおりであります。われわれは、この重大な使命とこれに伴う責任を深く自覚し、社会・国家の負託にこたえるべく最善の努力を払うものであります。広く一般におかれても、この大学の使命を理解されとともに、大学の活動に対して一層の支持と激励を与えられるよう心から望むものであります。

昭和三十七年九月十五日

国立大学協会会長

茅

誠

司

## 目次

まえがき	一
第一 学長の選考および任命	四
一 学長の選考	四
二 学長の任命	五
第二 学部長、教員の任免および身分取扱	七
一 学部長の選考および任命	七
二 教員の選考および任命	七
三 教員の不利益処分	八
第三 協議会、評議会および教授会の構成	八
一 協議会	八
二 評議会	八
三 教授会	九
第四 大学の諸機関の地位、権限および相互の関係	九
一 大学の諸機関相互の関係および調整に関する原則	九
二 学長の地位および権限	一〇

三	評議会の地位および権限……………	一一
四	学部長会議または部局長会議……………	一二
五	学部長の地位および権限……………	一二
六	教授会の地位および権限……………	一三
七	附置研究所……………	一三
八	委員会その他の機関……………	一三
第五	国立大学協会の役割……………	一四
あとがき	……………	一六

## 大学の管理運営に関する中間報告

国立大学協会

### まえがき

一 憲法に「学問の自由」を保障しているのは、学問とその進歩が人類の福祉と社会・国家の発展と繁栄にとって、重大な使命を果すものであるからである。学問の進歩のためには、その研究が、外部の政治的・経済的・社会的・宗教的な勢力によって干渉されることなく、自由に行なわれるように保障されなければならない。「大学の自治」は、この意味での「学問の自由」の当然の帰結であり、その具体的表現として認められるべきものである。長い歴史の発展の過程において、「学問の自由」特に「大学の自治」が学問の進歩発達をもたらし、人類の福祉と社会・国家の発展と繁栄にいかにか大きな貢献をしてきたかについては、今更ここに述べるまでもない。

かような意味での「学問の自由」を守り、「大学の自治」を確保するためには、大学の学長、教授その他の教員の任免等の人事権をはじめとして、研究と教育を中心とする大学の管理権が、大学に確保されることが不可欠の要件といわなければならない。この要件がととのえられて、はじめて大学がその本来の使命を適切に果たすことを期待し得るのである。

二 わが国における大学の歩みをかえりみると、多年にわたるいくたの先輩の不断的努力によって、大学は、それぞれに良い伝統と優れた慣行を作りあげ、社会・国家の要請に応じて、その使命を果たしてきたといえることができる。ところが、戦後、大学管理に関して制定された法令は、必ずしもすべて大学の理念と経験に即した適切なものとはいえず、規定そのものに不備不明確な点があり、大学の中には、大学の管理運営について、世の批判を受けるがごときものがあることは、卒直にこれを認めなければならない。しかし、このような大学においても、その管理運営の改善は、大学各機関の崇高な使命の自覚と反省により、自主的にはかられるべきものであって、一般の行政機関の場合のように、単に法令の改正や命令または処分等の措置によってそれを期することは、そもそも無理である。かような措置は、かえって「学問の自由」、「大学の自治」を破壊し、角をためて牛を殺すのたとえに墮する危険を有するものといわなければならない。

三 こんにち、一部に、現在の大学の管理運営の欠陥は、もっぱら現行法制の不備に由来するもののように考え、早急に、現行法制の改正を断行すべきであると論があるように見受けられるが、それは、大学の管理運営に対する正しい認識を欠くものといわなければならない。大学は、それぞれ、特殊の具体的条件のもとに置かれており、その条件を活かしながら、その使命とする研究および教育を通して、社会・国家の負託にこたえるべきものであって、大学の管理運営も、その具体的条件に即しつつ、その機能を最高度に発揮し得るように行なわれることが大切である。したがって、大学の管理運営制度は、法令によって画一的に律されるようなものであってはならず、各大学がその具体的事情に応じて自主的に定めることを、広く許容するものでなければならない。

それゆえ、大学の管理運営の改善は、法令の改正によって、直ちにその目的を達成し得べきものではない。むしろ、問題のある当該大学が自覚と反省のもとにみずから、漸次優れた慣行を樹立することによって、改善していくことを期するとともに、問題は単に当該大学のみならず、全国立大学に共同のものであるという意識のもとに、すべての大学の協力に

よって、そのような大学の自主的改善の促進をはかることこそ、取るべき第一の、しかも根本的な途である。

なお、大学管理制度改革の問題を、ことさら政治的闘争の場における論議の対象として取りあげることが、本来、政治的に中立であるべき大学そのものを政治的闘争の渦中に巻き込むことによって、大学の使命の達成に重大な支障を生じさせるのみならず、将来、大学に大きな禍根を残すことになるおそれがある。したがって、かりに大学管理制度に不備欠陥があるとしても、そのよってきたるところを冷静かつ慎重に究明し、憲法の保障する「学問の自由」と「大学の自治」の根本精神に深く思いを致しつつ、平静な場において、すべての大学の自主的・積極的な協力ののもとに、改善方法を考え、これを実現するようになすべきである。

四 右に述べたように、「大学の自治」は、あくまでも尊重され、確保されなければならないが、その反面において、大学はその管理運営についての責任の重大さを自覚し、大学を設置した社会・国家の信頼と期待にこたえて、その使命をじゅうぶんに果たすように努めなければならない。「大学の自治」は絶対無限のものであるかのごとくに誤解されてはならない。「大学の自治」は、元来、学問の研究・教授の自由を保障することによって、学問の進歩発達に貢献させることを究極の目的とするものであり、それとの関連において、人事権等の自主性が保障されたものであって、そこに自治とともに、また、その限界の存することを銘記しなければならない。大学自治の原則の実施にあたり、大学の判断と活動が、広く社会から、その権威を認められ、信頼を受けるためには、大学自治の名をかりて、これを濫用することのないよう自戒することが必要である。

五 本協会は、かねてより大学の管理運営の問題について調査研究を重ねてきたが、ここに右に述べたような見地に立つて、この問題に対する本協会としての見解を取りまとめた。これはまた、各大学において、大学の管理運営の改善をはかるにあたり、参考とすべき基準として役立てられるべきことを期するものである。

なお、一個の学部を置く大学については、数個の学部を置く大学とは異なった取り扱いを必要とする場合があることは当然であるが、その場合にも、この報告の掲げる基準の趣旨に即して管理運営されるべきである。

## 第一 学長の選考および任命

### 一 学長の選考

現在、学長の選考は法律上、大学管理機関（この場合は協議会の議に基づき学長）の定める基準により、大学管理機関（この場合は協議会）が行なうべきものとされているが（教育公務員特例法第四条、第二十五条第一項第一号および第二号）、実際上は、各大学においてその選考は例外なく選挙の方法によって行っている。この方法は、従来の慣行によると同時に、右の法規に即しているのみならず、そもそも学長の選考方法として最も適当な方法と考えられる。したがって、今後ともこれを維持すべきである。なお、この選挙によって学長を選考するという原則には、直接の法規上の根拠を与えることが適当であろう。

学長の選挙は、各大学の自主的に定める手続により行なわれるべきである。これについては、次の諸点に留意しなければならぬ。

- (1) 学長の選挙は、その規則を定めるにあつても、またそれを実施して選挙を行なうに際しても、あくまで公明清純かつ全学的立場を旨とすべきであつて、いやしくも、選挙が学内の対立抗争の場になるようなことや、局部的立場から候補者を立てるようなことは厳に避けなければならない。
- (2) 選挙人の範囲は、大学における研究および教育の運営に直接の責任を負う者だけに限られるべきである。したがつ

て、大学の事情によってこれを最も広くする場合においても、その範囲は、教授、助教授および常勤講師に限ることが適当である。

- (3) 学長候補者については、当該大学の内外を問わず、広く候補者を求めることが適当である。ただし、この際各大学の沿革や慣行等はじゅうぶん考慮されてよからう。
- (4) 選挙を公正に実施するためには、自主的な選挙管理機関が必要である。この選挙管理機関として、評議会（評議会を置かない大学にあつては教授会）をあてるか、または別に適当な機関を設けるべきである。

### 二 学長の任命

現在、学長の任命は、法律上、大学管理機関（この場合は学長）の申し出に基づいて文部大臣が行なうべきものとされている（教育公務員特例法第十条、国家公務員法第五十五条）。それは、大学自治の理念に基づく多年の慣行を基礎として、学長適任者の実質的な決定はこれを大学の選考するところにかかせ、そこで正当な手続により選考された者について、文部大臣が形式的に任命することを、法規上明らかにしたものにはかならない。元来、大学の管理運営の総合的責任者である学長を、大学みずからが選定することは、大学自治の根幹をなすものであつて、この趣旨は将来とも堅持されなければならない。

右の現行制度に対しては、大学が、必ずしも適当でない者を選定したような場合に備えて、文部大臣が学長任命についてなんらかの実質的権限——例えば、大学の選定した者を不適当として差し戻すことのできる権限——を有するものとすべきではないかという論がある。しかし、この論は次のような理由でとるべきでない。

- (1) 大学が学問の研究および教育の機関としてその使命を遂行するためには、大学の自治が必要である。大学の人事も外部からの干渉や制約を受けることなく、大学によって自主的に処理されなければならない。学長の選任に、行政機関や

学外の政治的圧力が実質的に介入することは、大学の使命遂行に不当な影響を及ぼすことにならう。したがって、学長の選任については、特に大学の自主性が制度的に保障されることが大切である。

(2) 学長としてはたして適任であるかどうかを判断することは、必ずしも容易ではない。それには、客観的に明確な尺度があるわけではないからである。かりに、その判断を大学以外の機関がすることにしても、それによって適任者を得る保障はないのみならず、かえって、それは政治的判断に流れるおそれがある。むしろ、学長の選定を大学の公正な選挙に委ねることが、結局において、適任者を得るゆえんであり、それはまた全学の信頼と納得に基づいて、大学の管理運営を円滑にさせることになるであらう。

(3) 国立大学は、一般の行政機関と異なり、研究と教育の機関であり、大学自治の根本精神に照らし、研究と教育ならびにこれと密接につながる教員人事については、あくまでその自主性が尊重されなければならない。したがって、一般の行政機関の場合と同様な行政上の責任体制をとろうとすることは誤りである。大学の管理運営については、大学みずからの自覚により、国民全体に対しその責任を果すべきものである。

(4) かりに、大学の学長選考が当を得ない場合があるとしても、それは大学側の自主的反省によって是正されるべきものである。これは、終局において学長の選任を妥当にさせる最良の途であり、またそのこと自体、大学自治の本旨にそぐゆえんである。

(5) 学長の任免その他大学の教員の人事について、文部大臣になんらかの実質的権限を認めるべきであるという論に関連して、中央の機関を設置し、文部大臣の権限行使に参与させるといふ構想がある。しかし、いかなる手続で行なわれるものであるにせよ、大学の教員の人事に文部大臣が実質的に関与することを認めることは、大学自治の本来の趣旨にそぐゆえんでないのみならず、また、実際に妥当な結果を得る途でもない。このことは、右に述べたところから明らかである。

ある。したがって、中央機関の構想は、大学の教員の人事に関する限り、考慮の余地はないといふべきである。

右に述べたように、学長の任命については、従来の慣行によって裏づけられた現行の制度を維持することが適当であり、これに変更を加える必要は認められない。この制度において、文部大臣の任命権は形式的なものであるから、学長としての適任者を得ることは、一にかかって大学の責任であり、これはさきに述べた方針に則り、良識をもって学長を選挙することに よって実現され得べきものである。このために、各大学は、学長選考方法について反省を加えるとともに改善をはかり、また国立大学協会はそのような改善を促進するように努めなければならない。

## 第二 学部長、教員の任免および身分取扱

### 一 学部長の選考および任命

学部長の選考については、当該学部の自主性を確保するという見地から、当該学部の教授会の議に基づき学長がこれを行なうことになっている(教育公務員特例法第四条、第二十五条第一項第一号)。この制度を改めるべき理由はない。

学部長の任命については、学長の場合に準ずる(第一の二参照)。

### 二 教員の選考および任命

教員の選考については、教授会の議に基づき、学長が選考するものとする現行の制度(教育公務員特例法第四条、第二十五条第一項第一号)は維持されるべきである。この場合、教授会における投票権は、研究および教育の主たる責任者である教授のみに限ることが望ましいが、助教授以下の教員の選考については、必要に応じ、助教授または常勤講師にもこれを認めてもよい。



教員の任命については、学長の任命するものを除き、学長の場合に準ずる（第一の二参照）。

### 三 教員の不利益処分

教員の意に反する転任、降任および免職または懲戒などの不利益処分は、大学管理機関の審査の結果によらなければならないことになっており（教育公務員特例法第五条、第六条および第九条）、この場合の、大学管理機関は評議会とされている（同法第二十五条第一項第四号）。それは、不利益処分について、万一にも当該教員を同僚が不当に擁護したり、排斥したりするような弊害が生ずることを防止し、大学全体の立場から、公正な審査を行なおうとする趣旨にたものと考えられるので、右の制度は維持されるべきである。なお、この場合、当該教員の属する教授会の意見を慎重に考慮して運用されることが望ましい。

## 第三 協議会、評議会および教授会の構成

### 一 協議会

協議会は、評議員および部局長で構成する会議であり、学長についての選考、不利益処分の審査などを職務としている（教育公務員特例法第四条ないし第六条、第九条および第二十五条第一項第一号ないし第三号等）。しかし、このような協議会を評議会と別に設ける実質的な意味は乏しい。従来、協議会の職務とされているものは、評議会などで処理し得ると考えられるので、大学管理機構簡素化の趣旨からいっても、協議会の制度は廃止することが望ましい。

### 二 評議会

評議会は、学長、学部長、学部教授および附置研究所長のほか、各大学の事情により、大学の重要な職にある者を加え

て構成することになっているが、その最後の者の範囲については、各大学において、それぞれその事情に応じ適宜に定められるべきである。

### 三 教授会

教授会は、学部における研究および教育の管理運営にあたる中心的機関であることにかんがみ、その構成員は、右の管理運営について直接の責任を負うべき者でなければならない。したがって、教授会の構成員の範囲は、教授のほか、各大学の実情に応じ、自主的に決定するところに委ねられて差し支えないが、この場合においても、教授、助教および常勤講師に限られるべきである。

## 第四 大学の諸機関の地位、権限および相互の関係

### 一 大学の諸機関相互の関係および調整に関する原則

(1) 大学には、学長、評議会、学部長、教授会など各種の機関がある。これら各機関の権限の具体的内容や相互の関係は、法令上必ずしも明確ではないが、それは大学自治の見地から各大学の自主的な慣行によって定められてゆくべきものである。現に、良い慣行が既にできあがり、これに基づいて管理運営の円滑に行なわれている大学が少くない。このような慣行がまだ成熟していない大学にあっては、他大学の良い慣行を取り入れ、運営上の妥当な基準を整備確立すべきである。

(2) 評議会または教授会は、それぞれ大学または学部の意思の形成にあたる機関であり、学長または学部長は、評議会または教授会の意思を体してその職務を行なうべきものである。しかし、このことは、学長、学部長が単なる執行機関に

とどまるというわけではない。学長、学部長もまたみずから右の意思形成にあずかるものであり、評議会、教授会と一体的関係を保ちつつ、實際上、指導的機能を営んでゆくべきものである。

(3) 大学の諸機関は、法令や学内規則に基づいて、それぞれの権限を有しており、この権限をいたずらにみださないことが大学の管理運営を秩序だてるために必要である。しかし、各機関は、また、その権限に依拠して互いに割拠対立すべきものではなく、それぞれの立場から、相互に協力して妥当な運営をはかるべきものである。したがって、ある事務に關する権限がどの機関に属する場合であっても、各機関相互の信頼と緊密な連絡のもとに、その事務が処理されるような体制を整えることが必要である。

(4) 大学各部局の機関相互の連絡調整をはかり、大学全体の有機的な管理運営を期するためには、学長、評議会、学部長会議または部局長会議などの全学的機関が総合調整の機能を果たすことが特に必要である。

(5) 大学の意思は、その正規の機関により、正規の手続を経て、形成かつ表明されることが大切である。ただし、そのことよってのみ大学の意思が真に統合かつ具現されることになるからである。したがって、大学の全構成員は、あくまで大学の意思形成が、正規の過程において実現されるように協力すべきである。

## 二 学長の地位および権限

(1) 学長は大学を総括し、かつ大学を代表する者である。学長は、その職務を法令や慣行に基づいて、大学の他の諸機関との間に有機的な関係を保ちつつ、必要に応じて、学部長会議または部局長会議などの補佐を受けながら行なうべきである。

学長の職務は、研究および教育に直接かかわりのない行財政上の事項で、学長の専決に属するものを除き、評議会の議によって行なわれるべきものである。この場合において、学長は評議会の議長となり、その意思をじゅうぶんに評議

会の議に反映させ、評議会と一体となって大学の管理運営にあたるべきである。

(2) 学長は、大学全体の管理運営に関する事項については、みずから執行の任にあたるものであるが、重要な事項については、全学の意思を総合調整し、その意思に即して執行にあたるべきである。

(3) 学長は、学部、研究所の管理運営に関する事項でも、大学全体にかかわりのあるものについては、学部、研究所の自主性をじゅうぶんに尊重しつつ、全学的な見地から、総合調整を行なうよう努めるべきである。

## 三 評議会の地位および権限

評議会の設置について、現在、法律に規定はなく、国立学校設置法の一般的な委任に基づき文部省令（国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則）に規定があるだけである。この規則は、教育公務員特例法による権限は別として、評議会をもって、学長の諮問機関であるように定めているが、それは評議会が従来の慣行に基づき占めるべき地位や機能を正當に表わしているものとはいえない。

評議会は、従来、全学的な意思形成の機関として大学の管理運営上重要な機能を果たしてきたものである。この評議会の機能は、今後、じゅうぶんに尊重されなければならない。この意味において、評議会は、学長の単なる諮問機関とされなければならない。評議会みずからが大学の意思を決定する場合も、あるいはまた評議会の議に基づいて大学の意思が決定される場合もあるわけである。

評議会の権限の具体的内容は、法令に特別の定めのある場合のほかは、右に述べた趣旨により、かつ次項以下に掲げるところを基準として、各大学のそれぞれの伝統と実情に応じて適宜に定められ、また運用されるべきである。

(1) 評議会は、全学的な機関であって、部局の利益代表の集まりでないことはいうまでもない。したがって、評議会は常に全学的な見地に立って審議することが必要であり、また部局間に意見の相違対立のおそれがある問題については、こ

れを調整する役割を果すべきものである。

(2) 大学全体の管理運営に関する重要な事項は、評議会の審議決定を経ることを必要とするが、そのような事項としては、例えば、次のようなものがある。

(イ) 学則その他重要な学内規則の制定改廃

(ロ) 予算概算の方針

(ハ) 学部、学科、大学院、研究所その他重要な施設の設置廃止

(ニ) 人事の基準

(ホ) 学生定員

なお、右のほか評議会は必要に応じて、学長の諮問に応ずべきものであることはいうまでもない。

(3) 学部、部局の管理運営に関する事項でも、大学全体にかかわりのあるものについては、評議会は、学長とともに、これを総合調整する機能を果すべきである。

#### 四 学部長会議または部局長会議

学部長会議または部局長会議は、法制上の機関ではないが、現在、多くの大学において、学長を補佐するとともに、評議会に協力するものとして各学部・部局間の関係を調整し、大学を総括するうえに有効な機能を果している。この学部長会議または部局長会議の、右に述べたような機能は、全学の円滑な管理運営をはかるために、じゅうぶんに活用されるべきである。

#### 五 学部長の地位および権限

(1) 学部長は、学部を総括し、かつ、学部を代表する者である。その職務は研究および教育に直接かわりのない事項で、学部長の専決に属するものを除き、教授会の議によって行なわれるべきである。また、学部長は、教授会を招集し、その議長として議案を準備し、議事を主宰する権限と責任を有するものであり、教授会と一体的関係をもちつつ、学部の管理運営にあたるべきである。

(2) 大学全体の問題については、学部長は学長を補佐するとともに学長、評議会などの全学的機関と教授会との間に緊密な関係を保ち相互間の意思の疏通をはかるべきである。

#### 六 教授会の地位および権限

(1) 教授会は学部の意思形成の機関である。学部における研究、教育および教員の人事に関する事項ならびに学生の補導その他重要な事項は、教授会の議に基づいて行なわれるべきである。ただし、事項によっては、その一部の処理を学部長に委任することをさまたげない。

(2) 学部内に教官会議、委員会等の機関が置かれる場合でも、学部の意思の終局的決定は教授会の議によるべきである。

#### 七 附置研究所

大学に附置されている研究所については、原則として学部準じて取り扱うことが適当である。

#### 八 委員会その他の機関

(1) 大学の管理運営に関する事項が複雑多岐になるにともない、特定の事項を審議し、または調査研究するために、大学に委員会、審議会などの機関を置く必要がしばしば生ずる。しかし、これらの機関は、前記の大学の各機関の機能を補助するにとどまるべきものである。

(2) 大学によって、大学の運営上、特に学外の意向をきく必要があると認められる場合には、大学の自主性をそこなうものでない限り、適宜学外者の参与する機関を設けることは差し支えない。

## 第五 国立大学協会の役割

以上述べたところは、要するに、大学の管理運営の改善は、単に法令による規制や所轄庁の監督的措施によって実現されるべきではなく、大学みずからの責任の自覚とこれに基づく自主的措施によって、はかられるべきであるという大学自治の本旨に立脚し、改善方策の大綱を示したものである。以上の趣旨にしたがい、なによりも要望されることは、各大学がまず、みずから自主的に適正な基準を確立し、良い慣行を形成して管理運営にあたることである。しかし、このことは必ずしも容易ではない。特に問題によっては、一大学限りで処理解決を見ることが相当困難である場合もあり得る。このような場合、問題の解決をはかるには、各大学相互間の緊密な協力が要望されることになる。

たまたま、ある大学において発生した管理運営上の欠陥なり、支障は、本来ひとり当該大学のみの問題にとどまるものではない。それは、すべての大学に共通の問題としても考えられるものである。したがって、国立大学に関する問題については、さしあたりそれが直接にはその大学のみのものであっても、すべての国立大学が共同連帯の意識をもって、その処理に協力することが必要とされる。この意味において、国立大学協会がその会則に見られるように、国立大学相互の緊密な連絡と協力により大学の管理運営制度の改善に寄与するならば、その意義たるやきわめて重要であるといわなければならない。

この点において、国立大学協会が右のごとき役割を果たすことは、あなたがち協会が一大学内部の問題に干渉し、その大学の自主性をそこなうとのみ考えるべきではない。大学自治の本来の趣旨からすれば、第一義的には、ある大学に関する問題は、当該大学のみならずその責任においてそれを処理すべきことが要請されることになるのであるが、その実質的意義は、学外の政治的・社会的圧力によって大学本来の使命の実現がさまたげられるのを排することにあり。したがって、国立大学

協会が、大学の使命の実現を促進するという立場から、大学相互間の協力援助についての措置をはかることは、国立大学協会設立の趣旨にかんがみ、きわめて望ましく、かつ当然のことといわなければならない。このような措置によって、大学の自治はいっそう確立擁護されることになると考えられる。この種の措置は、国立大学協会において他の機関、たとえば国の機関などには求められないものである。

右の趣旨に即して、国立大学協会は、大学の管理運営の自主的改善を強化促進するために、協会内部に適当な組織を設け、有効適切な方策を樹立することを急務と考える。右の方策の具体的内容については、今後なお検討されるべきであるが、さしあたり大綱としては、次のようなものが考えられる。

- (1) 国立大学協会の内部に、大学の管理運営の改善のために特別の組織（仮称大学運営協議会。以下協議会という）を設ける。協議会は国立大学協会の会長、副会長のほか、会員の互選による委員若干名をもって構成し、必要に応じて専門委員を加え得るものとする。
- (2) 協議会は、おおむね左に掲げる事項をその任務とする。
  - (イ) 大学の管理運営に関する調査研究を行ない、情報を収集・交換すること。
  - (ロ) 管理運営のモデル方式を作成すること。
  - (ハ) 各大学に対し、必要に応じて、助言援助を行なうこと。
  - (ニ) 大学内部に対立紛争が生じた場合に、関係者の申し出に基づいて、その解決をあっせんすること。
  - (ホ) 大学の管理運営に関し、広く各方面の意見をきき、および、関係方面に対し意見を提出すること。
  - (ヘ) その他、大学の管理運営の改善のために必要と認められる事業を行なうこと。
- (3) 右の協議会の機能は、いうまでもなくならぬの法的効力を持つものではないが、それが適切に運用されるならば、実

実際には大きな意義をもたらすことになる。なお、協議会が活動するにあたっては、各大学の自主性をじゅうぶんに尊重しなければならないことは当然である。

## あとがき

この報告は、大学の管理運営の基準およびその改善方策の大綱を述べたものである。

この報告の基礎としている考え方をここに要約すれば次のごとくである。

- (1) 大学の管理運営については、大学の自主性の確保と大学の社会・国家に対する責任の自覚を基調とすべきこと。
- (2) 大学の管理運営制度には、法令をもって画一的に規律されるに適せず、多年の伝統に基づく各大学の慣行に委ねられるべき領域が広いこと。したがって、各大学においては、将来にわたり、正しい慣行を形成してゆく必要があること。
- (3) 大学の諸機関の間に、権限の合理的な配分が確立されると同時に、相互の信頼をもとにした緊密な関係が保たれなければならないこと。

- (4) 大学の機能は、正規の過程による諸機関の協働によってのみ、完全に果され得るものであること。

- (5) 大学の管理運営の改善は、全大学共通の問題であり、各大学はそのために相互に協力援助すべきこと。この意味において国立大学協会にはきわめて重い任務が課されること。

この報告には、なお細目については、検討の余地がある。その意味において、この報告は中間報告であり、われわれは今後さらに広く各方面の意見を参考としながら、研究を重ねて、大学の管理運営の改善に資することにした。